

国立大学法人高知大学公正入札調査委員会規則

平成16年4月1日
規則第111号

最終改正 令和5年4月7日規則第2号

(設置)

第1条 国立大学法人高知大学事務局に、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画について」(平成6年1月18日閣議了解)を踏まえ、入札談合に関する情報に対応するため、国立大学法人高知大学公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、国立大学法人高知大学における建設工事の発注に当って入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対してよりの確な対応を行うために必要な調査審議を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 入札談合に関する情報があった場合の公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期及びその他の対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 財務部財務課長
- (3) 財務部経理課長
- (4) 財務部施設企画課長
- (5) 財務部施設整備課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、財務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第163号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月7日規則第2号)

この規則は、令和5年4月7日から施行し、令和5年4月1日から適用する。